

「網羅的な事前調査について」



Nippon Asbestos Diagnosis Association

一般社団法人 日本アスベスト調査診断協会

1

協会(NADA)の紹介

一般社団法人日本アスベスト調査診断協会(以下「NADA」とする。)は、前身が平成20年に発足した団体で、アスベストによる新たな被害を発生させないことを目的として活動しています。

現在、一般社団法人JATI協会が認定するアスベスト診断士並びに建築物石綿含有建材調査者など約430名からなる組織で、日頃からアスベスト含有建材の有無の調査に関する知識の向上を図るべく研鑽を積んでいます。

その上で、一定の力量が認められた者に対して、アスベスト含有建材の調査・診断に関するNADA登録者として認定しております。平成26年に出された厚生労働省の通達基発0423第7号において、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができる者として「日本アスベスト調査診断協会に登録された者」が示されています。

一般社団法人日本アスベスト調査診断協会 2

2

網羅的調査とは

解体等の建築物におけるすべての使用建材について、アスベスト使用建材か、否か記録し、報告をすることである。

特記仕様書記載事項、仕上表に書かれている建材情報を現地にての確認を行うには部屋(空間)毎に管理することが見落としを防ぐことになる。

下地から仕上げ材まで、接着剤なども含め確認作業を行い、同一建材をグルーピングし、判断をしなければならない。

決して含有しているアスベスト建材を、想定し探しに行くのではない。

3

事前調査が不要となる場合

建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散防止対策徹底マニュアル(以降、マニュアルという。)85~86頁

事前調査は大防法、石綿則のいずれにおいても原則として**全ての建築物、工作物の解体等を行う際に実施することが義務付けられている。**

ただし、以下の作業については、**建築物等の解体等には該当しないことから、事前調査を行う必要はない。**

(ア)除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に**周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。**

(イ)釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる**極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。**

なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。

(ウ)既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は**ず、新たな材料を追加するのみの作業。**

(エ)国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認されたaからkまでの工作物、経済産業省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認されたl及びmの工作物、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認されたf及びnの工作物並びに防衛装備庁による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認されたoの船舶の解体・改修等の作業。aからoの法律等に関しては**マニュアル86頁を参照のこと。**

4

マニュアル92頁

**4) 事前調査の方法**

事前調査は**書面調査及び現地での目視調査**(必要に応じて分析調査)を行う場合や、過去の調査結果を確認する場合、書面で設置工事の着工日やグラウンドパッキン、ガスケットの設置日を確認するため、どのように調査したかを記録する。

分析調査は、偏光顕微鏡による定性分析、位相差・分散顕微鏡及びエックス線回折装置による定性分析、エックス線回折装置による定性分析及び定量分析、偏光顕微鏡による定性分析及び定量分析のいずれの方法で実施したかを記録する。

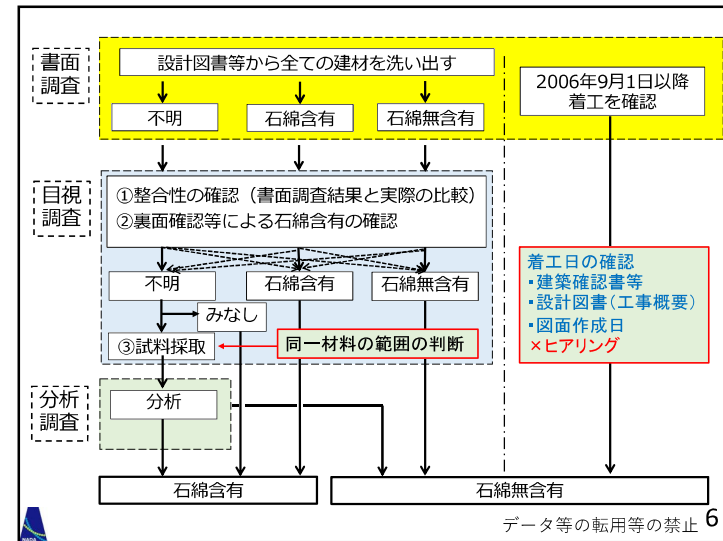
**事前調査3つの判定方法**

**5) 調査結果と判断根拠**

石綿含有なしと判断するためには、以下のいずれかの方法による必要がある。

- ① 調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が平成18(2006)年9月1日以降であることを確認する方法
- ② 調査対象材料について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法
- ③ 分析調査による方法

5



▶ 全ての建材について石綿含有の有無を確認するためには

<書面調査> \* 「徹底マニュアル」付録Ⅰ-30、36ページ参照

- (1) 全ての部屋(空間)に番号を付けた平面図を作成(動線計画)
- (2) 1部屋(空間)ごとに1枚のワークシートを作成
  - ・ ①床、②巾木、③腰壁、④壁、⑤天井、⑥心とここの建材を図面(仕上表)から拾い出す
  - ・ 各種資料により、石綿含有の有無を仮判定

<現地での目視調査>

- (1) 平面図の番号に沿ってもれなく踏査し、実際に使用されている建材と照合、違いは現場のものに修正
- (2) 建材の裏面表示確認等で石綿含有の有無の再判定
- (3) 不明のものは、分析のための試料採取、又は石綿含有とみなして取り扱う(吹付け材についても「みなし」可能)

\* 無含有判定には、明確な根拠が必要!!!

7

▶ 石綿含有の有無に関する判断根拠

(1) 国交省・経産省 石綿含有建材データベースの活用

- ① 最も基本となる「石綿含有」の根拠を示すデータベース
- ② ただし、「石綿無含有」の根拠とはならない

(2) メーカー、工業会等のデータの活用

<石膏ボードの例>

- ① 工業会資料では、1970(昭和45)年~1986(昭和61)年製造の1%弱のものに石綿が使用され、その種類、防火材料認定番号が示されている。
- ② 裏面確認で①で示された以外の種類、認定番号の場合は「無含有」
- ③ 2000(平成12)年の建築基準法改正で防火材料認定番号の表示が「不燃○○」→「NM○○」に変更。裏面確認でNM等の表示があれば「無含有」

等々

8

### 令和8年1月から動き出す工作物調査者との関連は？

令和2年厚労省告示第278号・令和2年環境省告示第77号  
**特定工作物**：石綿等が使用されているおそれが高いものとして  
 厚生労働大臣・環境大臣が定めるもの

1. 反応槽
2. 加熱炉
3. ボイラー及び圧力容器
4. 配管設備（建築物に設ける（中略）建築設備を除く）
5. 焼却設備
6. 煙突（建築物に設ける（中略）建築設備を除く）
7. 貯蔵設備（穀物を貯蔵する設備を除く）
8. 発電設備（太陽光及び風力発電設備を除く）
9. 変電設備
10. 配電設備
11. 送電設備（ケーブルを含む）
12. トンネルの天井板
13. プラットホームの上家
14. 遮音壁
15. 軽量盛土保護パネル
16. 鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井
17. 鏡光用エレベーター昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）

（基発0328第1号令和5年3月28日）  
**※朱書き番号**は、石綿含有建材調査者・工作物調査者ともに調査可。

データ等の転用等の禁止 9

### 書面調査

事前調査の第1段階は書面による調査（設計図書等の調査）（以下「書面調査」という。）である。

書面調査では、

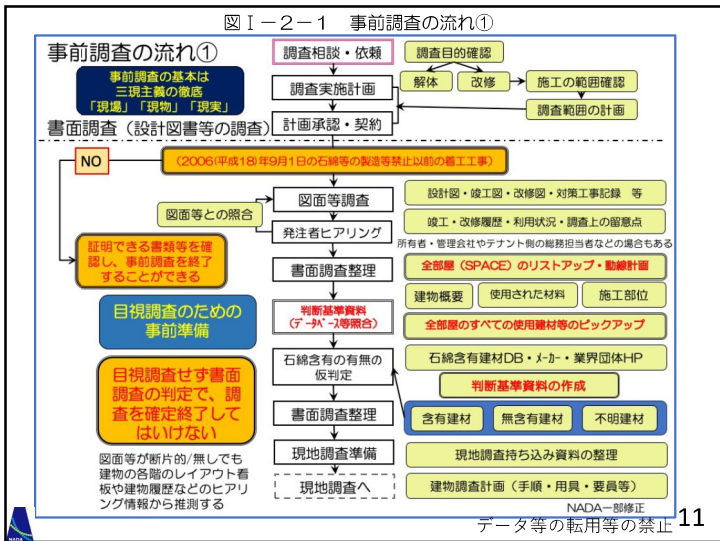
- ① 図面などの書面や聞き取りから情報をできる限り入手し（発注者や過去の経緯をよく知る施設管理者や工事業者等の関係者に対するヒアリング等により情報を入手する）、
- ② それらの情報からできる限り多く、石綿の使用の有無に関する情報を読み取り（工事概要や建築物等に関する情報のほか、建築物等に使用されている個々の建材を把握するとともに、得られた情報から石綿含有の有無の仮判定を行う）、
- ③ 現場での目視による調査（以下「現場での目視調査」という。）を効率的・効果的に実施できるよう準備を行う（得られた情報を参照しやすいよう整理する）。

書面調査は、調査対象建築物に係る情報を理解・把握することにより、

- i 現場での目視調査の効率性を高めるとともに、
- ii 石綿含有建材の把握漏れ防止につながるなど、調査の質も高めるものであり、重要な工程である。

これらの質と効率を高めるには、建築や建材などの知識が重要である。  
 書面調査の流れは図I-2-1のとおりである。

データ等の転用等の禁止 10



### 発注者等からの情報の入手

**ア 発注者等が保有する資料の提供依頼**

発注者等に対し、設計図書、過去の維持管理のための調査記録や改造補修時の記録などの提供を依頼する。発注者は建築や石綿に詳しくないことが多いため、

- ① ヒアリング相手方として管理担当者など **詳しい者を要望**したり、
- ② 必要な書面の具体例を挙げたり (例：設計図は「確認申請書」「確認済証」という用語を伝えてみる)、
- ③ 書面の **重要性を説明して理解を求め**る、などとするとよい。

発注者等に提供を依頼する主な図面等の種類は以下のとおり。

(ア) 設計図書・竣工図書等  
 建築施工中に設計内容を変更することが多くあるため、竣工図があるなら**竣工図を確認**するとよい。また、新築時以外にも、増築、改築、修繕、模様替え、用途変更等の際の図面も入手する。

・ **意匠図** (特記仕様書、内外装仕上表、配管図、平面図 (防火区画の確認)、立面図、断面図、天井伏図、平面詳細図、断面詳細図、配管図、各種詳細図、仕器備品関連図)

・ 構造図

・ 設備図 (各図面に特記仕様書が付いている)

(イ) 過去の石綿含有建材の **調査記録**

(ウ) 過去に石綿含有建材を **処理** (除去、封じ込め、囲い込みなど) した **履歴**

(エ) 機械設備の分解、廃棄が解体工事に含まれる場合は、用途等の情報

(オ) 吹付け材などの **劣化状況の調査情報**

データ等の転用等の禁止 12

### イ 発注者等関係者からのヒアリング

発注者等に対し、上記アの資料の提供のほか、以下の事項を確認し、聞き取った内容をメモ等に残す。

(ア) 建築物等の用途  
上記アの資料により確認できる情報のほか、建築物等がどのような用途であったかを確認する。用途から、必要な性能（耐火性、防音性、断熱性・保温性、等）の情報を得ることができる。また、過去の用途の変遷から過去の改修履歴（増改築・改修の確認）を、逆に過去の改修履歴から過去の用途の変遷を推測できる。

(イ) 事前調査の範囲の確認  
事前調査の範囲は、調査後行われる予定の工事の目的・内容に照らし、必要十分なものとなるよう発注者等と十分相談の上、確定する。

(ウ) 事前調査の実務上の制約の確認（漏洩・破壊・復旧等）  
発注者に対して、事前調査の実施に当たって、

- 1 壁の内部の確認や建材の取り外し、
- 2 点検口のない天井の破壊等、
- 3 粉じん飛散抑制剤の散布の可否、
- 4 分析試料採取のための壁等の破壊の可否、
- 5 事前調査のための破壊後の復旧の程度、などについて確認する。

さらに、現地での目視調査の際の建築物等の使用・利用状況を把握し、建築物等が使用中の場合は、調査対象室における使用者・利用者の在室状況及び調査のために入室できる時期等を確認する。なお、工事対象箇所（壁等の内部を含む）を網羅できない場合は、施工までに再度調査が必要である。

(エ) その他  
調査の日時、報告書提出期限、報告書に記載すべき内容の確認を行う。その際、現地での目視調査時の立会人（管理者等）が上記（ア）～（ウ）のヒアリング対象者と異なる場合は、立会人との日程調整等も行う。

13

### 情報の読み取り・活用

発注者等より入手した設計図書、過去の調査記録、ヒアリング内容等から、次のア～エのとおり情報の読み取り等を行うとともに、オのとおり現地での目視調査の準備を行う。

ア 建築物の概要の把握  
木造・鉄骨造・鉄筋コンクリート造などの構造、階数、耐火建築物・準耐火建築物か否か、部屋数等のフロアの概観、壁穴区画や煙突があるか否かなど、建築物の概要を把握する。また、工事に着工した年月、増築・改築・改修の有無と年月日及び用途変更を伴うものか等を確認する。

イ 個々の建材情報の把握  
建築物等に使用されている建材の種類等の確認を行う。

ウ 過去の石綿含有分析の結果  
石綿含有無し<sup>①</sup>の判定として使う場合は、特に次の点を確認する。  
 ・分析の対象とした石綿がクリソタイル等の6種類すべてであること  
 ・石綿の含有なしの判定が0.1%以下の基準でなされていること  
 ・同一と考えられる建材の範囲の判断が適切であること

14

### 石綿含有の有無の仮判定

個々の建材の石綿含有の有無の判断には、i 建材の特定（商品名等）と、ii 当該建材の石綿含有情報との照合、が必要である。データベースやメーカー情報等と照合しつつ、石綿含有の有無の仮判定（想定）を行う。

(ア) 建材の製造時期や材質による判定  
石綿の製造・使用等の禁止（平成18（2006）年9月1日）以降に着工した建築物・工作物（又はその部分）は、原則として石綿含有なしと判断できる。  
また、例えば、ガラス、金属、木材に石綿が含有していることはないが、これらに石綿が付着していることがあるので注意を要する。

(イ) 石綿（アスベスト）含有建材データベースによる判定  
国土交通省及び経済産業省が公表しているデータベースは、建材メーカーや加工メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造時期、石綿の種類・含有率等の情報を検索できる。ただし、データベースには、すべての石綿含有建材が掲載されているものではないことから、データベースに存在しないことを以て石綿含有なしの証明にすることはできない。

**参考 データベース利用の留意点** <https://www.asbestos-database.jp/>

- ・データベースの利用には、主に以下の留意点があるため、よく理解して活用すること
- ・完全な情報整備ができていないため、実際に存在する石綿含有建材を検索できない場合があること
- ・建材の名称やメーカー名などは、正式名称を入力しないと検索できない場合もあること
- ・最新のウェブ版を使用すること（古いダウンロード版は使用禁止）。

**留意点 不燃番号について**  
データベースでは不燃番号等により検索できるが、一般に同じ不燃番号でも複数の商品があり、石綿含有製品と石綿含有なし製品の両方がある。このため、少なくとも石綿含有の有無を判断するには、商品名を特定する必要がある。

15

### 実践!! 部屋番号で管理し動線計画を立てる!

旧老人福祉センター 調査部屋番号平面図

平面図に立ち入る部屋の動線を計画し、番号を付ける。

(各室・各部位毎に漏れのない確認をする)

網羅的に全ての建材を調査! データ等の転用等の禁止

16

動線計画の意味は、部屋に番号をつけて調査動線の計画と網羅的調査を行うためである。

玄関から調査のしやすい順に番号をつけるが、諸事情で多少の番号の変更もありうる。この建築物が調査時に使用中である場合、管理者の都合、施設利用者の都合により動線は入れ替わる場合がある。調査順は右サイドの部屋リスト表にて管理する。

調査単位は基本的には仕上げ表の部屋分けに準じる必要があるが、場合によっては部屋内に仕上げ建材が貼り分けてある場合がある。その場合、当該範囲を別の部屋とする部屋割り（空間という思想）もあり得ることを注意する。

動線計画時には、調査しやすいよう東西南北と外部も組み込む。外壁は庇、壁、腰壁、巾木など仕上げが異なる場合がある。軒天も見落とさないように注意する。

屋根においても順次調査するが別棟に移る前に1棟ずつ調査する。上記図面の中で部屋の色分けをしてあるが、この表記は施工年の違いを表している。

17

旧老人福祉センター 調査部屋番号平面図

① 現地調査に臨む前に、収集した情報を整理し、網羅的に全部屋の全建材を現地調査で確認する為に、動線計画に沿って部屋に番号を付け、現地調査の円滑な調査を行う動線を計画し、「調査部屋番号平面図」を作成する。

② 同じ平面が複数階ある建物では、階ごとに部屋番号を付ける（例えば、3F-3）など工夫し、すべての部屋を部屋番号にて、明確に管理する必要がある。

③ 現地調査時には「調査部屋番号平面図」を、現地改修箇所の記入やサンプル採取箇所の記入等に使用する為に複数枚コピーして持参する

データ等の転用等の禁止 18

実践!! 万能の調査メモ! 『整合性の確認表』

目視調査時の現場メモ

調査箇所の漏れを防止する観点から、調査した箇所を写真や図面その他の書類に記録していき、調査の終了時に漏れがないか確認する。  
なお、工事の進捗後でなければ調査の難しい箇所についても現場メモに明記する。

調査箇所	調査内容	調査結果	備考
1F 101号室	天井	石膏ボード	
1F 102号室	床	フローリング	
1F 103号室	壁	珪藻土	
1F 104号室	天井	石膏ボード	
1F 105号室	床	フローリング	
1F 106号室	壁	珪藻土	
1F 107号室	天井	石膏ボード	
1F 108号室	床	フローリング	
1F 109号室	壁	珪藻土	
1F 110号室	天井	石膏ボード	
1F 111号室	床	フローリング	
1F 112号室	壁	珪藻土	
1F 113号室	天井	石膏ボード	
1F 114号室	床	フローリング	
1F 115号室	壁	珪藻土	
1F 116号室	天井	石膏ボード	
1F 117号室	床	フローリング	
1F 118号室	壁	珪藻土	
1F 119号室	天井	石膏ボード	
1F 120号室	床	フローリング	
1F 121号室	壁	珪藻土	
1F 122号室	天井	石膏ボード	
1F 123号室	床	フローリング	
1F 124号室	壁	珪藻土	
1F 125号室	天井	石膏ボード	
1F 126号室	床	フローリング	
1F 127号室	壁	珪藻土	
1F 128号室	天井	石膏ボード	
1F 129号室	床	フローリング	
1F 130号室	壁	珪藻土	
1F 131号室	天井	石膏ボード	
1F 132号室	床	フローリング	
1F 133号室	壁	珪藻土	
1F 134号室	天井	石膏ボード	
1F 135号室	床	フローリング	
1F 136号室	壁	珪藻土	
1F 137号室	天井	石膏ボード	
1F 138号室	床	フローリング	
1F 139号室	壁	珪藻土	
1F 140号室	天井	石膏ボード	
1F 141号室	床	フローリング	
1F 142号室	壁	珪藻土	
1F 143号室	天井	石膏ボード	
1F 144号室	床	フローリング	
1F 145号室	壁	珪藻土	
1F 146号室	天井	石膏ボード	
1F 147号室	床	フローリング	
1F 148号室	壁	珪藻土	
1F 149号室	天井	石膏ボード	
1F 150号室	床	フローリング	
1F 151号室	壁	珪藻土	
1F 152号室	天井	石膏ボード	
1F 153号室	床	フローリング	
1F 154号室	壁	珪藻土	
1F 155号室	天井	石膏ボード	
1F 156号室	床	フローリング	
1F 157号室	壁	珪藻土	
1F 158号室	天井	石膏ボード	
1F 159号室	床	フローリング	
1F 160号室	壁	珪藻土	
1F 161号室	天井	石膏ボード	
1F 162号室	床	フローリング	
1F 163号室	壁	珪藻土	
1F 164号室	天井	石膏ボード	
1F 165号室	床	フローリング	
1F 166号室	壁	珪藻土	
1F 167号室	天井	石膏ボード	
1F 168号室	床	フローリング	
1F 169号室	壁	珪藻土	
1F 170号室	天井	石膏ボード	
1F 171号室	床	フローリング	
1F 172号室	壁	珪藻土	
1F 173号室	天井	石膏ボード	
1F 174号室	床	フローリング	
1F 175号室	壁	珪藻土	
1F 176号室	天井	石膏ボード	
1F 177号室	床	フローリング	
1F 178号室	壁	珪藻土	
1F 179号室	天井	石膏ボード	
1F 180号室	床	フローリング	
1F 181号室	壁	珪藻土	
1F 182号室	天井	石膏ボード	
1F 183号室	床	フローリング	
1F 184号室	壁	珪藻土	
1F 185号室	天井	石膏ボード	
1F 186号室	床	フローリング	
1F 187号室	壁	珪藻土	
1F 188号室	天井	石膏ボード	
1F 189号室	床	フローリング	
1F 190号室	壁	珪藻土	
1F 191号室	天井	石膏ボード	
1F 192号室	床	フローリング	
1F 193号室	壁	珪藻土	
1F 194号室	天井	石膏ボード	
1F 195号室	床	フローリング	
1F 196号室	壁	珪藻土	
1F 197号室	天井	石膏ボード	
1F 198号室	床	フローリング	
1F 199号室	壁	珪藻土	
1F 200号室	天井	石膏ボード	

19

実践!! 部屋番号に合わせ整合性の確認表を作成

○整合性の確認表(ワークシート)(部屋ごとに準備) 網羅的に全ての建材を調査!

①委託業務名、竣工年、階数、部屋名、改修年、部屋番号を記入

②改修年、材料名、備考(商品名、不慮番号等)を記入

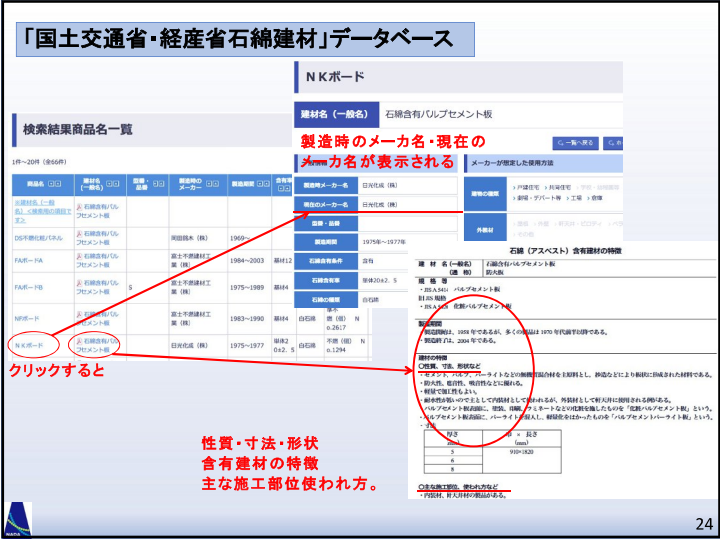
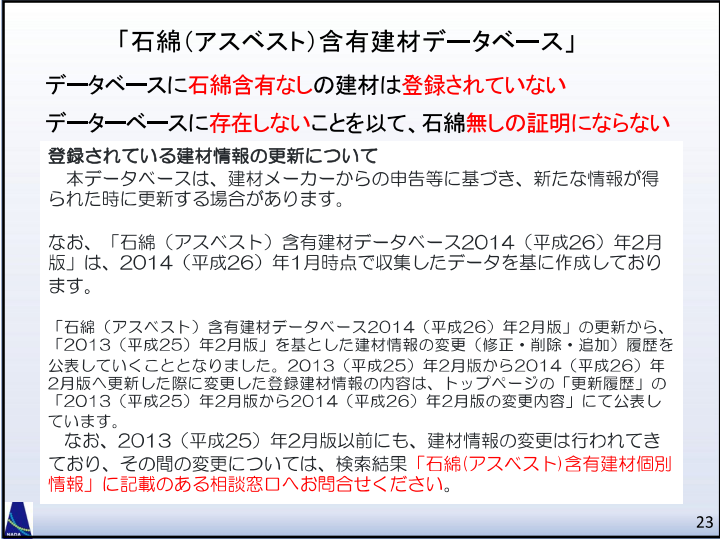
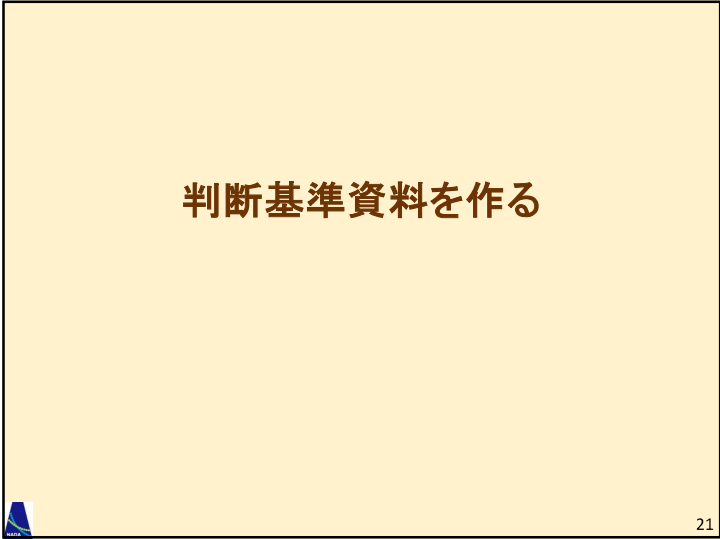
③「石綿含有データベース」やメーカー情報から「あり、なし、不明」を記入

④ 整合性の確認

⑤ 分析用試料採取の情報  
ここは現地の結果を記入

⑥ 石綿の有無と石綿建材のレベル

20









### 非含有建材と無含有建材

非含有建材の定義の確認  
石綿データベース、「当サイトについて」の最下段に参考として**原材料に石綿(アスベスト)を必要としない建材**が記されており、下線部分をクリックすると下記の情報が出てくる。これらの建材が非含有建材である。

<ul style="list-style-type: none"> <li>合成高分子系ルーフィングシート (JIS A 6008 相当)</li> <li>建築用塗膜防水材 (ウレタン防水)</li> <li>粘土がら</li> <li>ポリカーボネート板 (波板、中空板、折板)</li> <li>強化ガラス板 (強化ガラス板)</li> <li>FRP (ガラス繊維強化プラスチック)</li> <li>硬質塩化ビニル間皮</li> <li>遮温防水シート</li> <li>樹脂サイディング</li> <li>木質系セメント板</li> <li>セラミックタイル</li> <li>軽集約コンクリートパネル (ALCパネル)</li> <li>火山砕ガラス質遮音板 (V S ボード)</li> <li>繊維板 (ハードボード、MDF)</li> <li>インシュレーションボード</li> <li>パーティクルボード</li> <li>プリント合板</li> <li>メラミン樹脂化粧板</li> <li>塩化ビニル化粧板</li> <li>ポリエステル化粧合板</li> <li>カラー塗装合板</li> <li>オレフィン化粧合板</li> <li>グラスウール (人造鉱物繊維保温材)</li> <li>硬質ウレタンフォーム保温材</li> <li>セルローズファイバー (吹込み用繊維質断熱材)</li> <li>グラスウール (吹込み用繊維質断熱材)</li> <li>ロックウール (吹込み用繊維質断熱材) JIS A 9523</li> <li>ヒート反射ポリスチレンフォーム</li> <li>押出ポリスチレンフォーム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>吹付け硬質ウレタンフォーム断熱材</li> <li>フェニールフォーム保温板</li> <li>高性能フェニールフォーム保温板</li> <li>高発泡ポリイソチレン系断熱材</li> <li>ロックウール (人造鉱物繊維保温材) JIS A9504</li> <li>住宅用ロックウール断熱材【マト】 JIS A 9521</li> <li>浮き床用ロックウール断熱材 (ロックウールボード)</li> <li>屋上緑化植物栽培用ロックウール</li> <li>幅巾り敷床及び幅巾りラインドイッチ敷床</li> <li>ポリスチレンフォームサンドウィッチ断熱材</li> <li>インシュレーションファイバーボード</li> <li>サンドウィッチ断熱材</li> <li>建材断熱材</li> <li>コルクタイル (天然コルクタイルコルクフローリング)</li> <li>モザイクタイル</li> <li>複合フローリング</li> <li>断音遮断フローリング</li> <li>床版用フローリング</li> <li>防音土台</li> <li>防音木材</li> <li>防音断熱材</li> <li>合板</li> <li>集成材</li> <li>木製建具</li> <li>ガラス</li> <li>建築用ガスケット (サッシ用グライディングガスケット、気密ガスケット、地床ガスケット)</li> <li>構造用軽量コンクリート管材 (軽量コンクリート材料)</li> <li>セメント</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地盤改良材</li> <li>打込繊維強化セメント (GRG)</li> <li>建築用コンクリートブロック</li> <li>平板</li> <li>磁気遮断用誘導ブロック</li> <li>止りブロック</li> <li>境界ブロック</li> <li>U型蓋</li> <li>方形側溝</li> <li>階段ブロック</li> <li>L形ブロック</li> <li>樹皮</li> <li>空石、フランダー</li> <li>ベンチ、スツール</li> </ul>
--	---	--

33

### 現地での目視調査

データ等の転用等の禁止  
設計図書や竣工図等の書面は石綿含有建材の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも建築物の現状を現したものと限らないことから、書面調査の結果を以て調査を終了せず、石綿の使用状況を網羅的に把握するため、原則として現地で目視調査を行うことが必要である。

事前調査の流れ②

34

事前調査は、解体等工事の作業に係る建築物等の全ての部分について行うものであり、内装仕上材の内側や下地等、外観からでは直接確認できない部分についても網羅して調査を行う必要がある。目視調査の段階で当該建築物等の構造上確認することができない箇所があった場合には、解体等工事に着手後、目視が可能となった時点で調査を行うことが必要である。

目視調査では、次のような点がポイントとなる。

- 内装のほか下地等の内側等の外観からでは直接確認できない部分を含め、建材の使用箇所 (各部屋・各部位等) に漏れがないようにする。  
※ 各部屋のほか、ハイフスペース、煙突、改修により遮断された空間、エレベーター昇降路等 [各部屋の網羅]  
※ 床、幅木、腰壁、垂れ壁、天井、懐などに加えて、取り合い部、金属パネル裏打ち、配管貫通部等 [各部位の網羅]
- 建材等の種類や石綿含有の有無等を判断する、又は石綿含有とみなす。  
※ 建材等の種類等を判断する (例: ロックウールがグラスウールか)  
※ 同一と考えられる建材の範囲を判断する (例: 改修の有無)  
※ 建材の商品等を特定する (裏面の表示等の情報を読み取る)  
※ 建材の石綿含有の有無を判断する (特定した商品等と、データベースや団体・メーカー等の石綿含有情報と照合する)  
※ 書面調査で特定した商品等と同じであれば、改めて判断することは不要。

これら建材の種類や石綿含有の有無・不明の根拠等を記載し、調査結果の現場メモ (整合性の確認表などを活用) を作成する。

35

### 建材情報の読み取り

成形板等の建材のうち表3-1の建材は、裏面等に表示されている情報 (メーカー名・不燃認定番号・JIS番号・ロット番号・商品名・製造工場名・aマークなど) を確認し、石綿含有の有無に関する情報と照合することができる場合がある。

一方、表3-2の建材は表示の確認はできない。なお、メーカーによる石綿含有なしの証明は、ロット番号がわからないと発行できない場合が多く、建材に表示されている情報をできるだけ読み取り、写真等で記録することが重要である。

スレートボード	窯業系サイディング	ロックウール吸音天井板	ルーフィング
スラグせつこう板	複合金属系サイディング	屋根	発泡体
ハルセメント板	押出成形セメント板	ビニル床タイル	不定形、液状、粉末状などの建材
けい酸カルシウム板第1種	スレート波板	ビニル床シート	紡織品
せつこうボード	住宅屋根用化粧スレート	ソフト巾木	
パーライト板	セメント用筒		
その他パネル・ボード	セメント管		

表1-3-1 表示の確認ができる建材

表1-3-2 表示の確認ができない建材

36

**注意** 昔の「無石棉」表示では石棉含有製品になることも  
 労働安全衛生法令における石棉等の対象含有率は、昭和50（1975）年に石綿の重量が5%を超えるもの、平成7（1995）年に1%を超えるもの、平成18（2006）年9月に0.1%を超えるものとなった。このため、石綿を含有する可能性のある建材について、平成18（2006）年9月以前に記載等された情報（裏面情報等）において単に石綿を含有しないとされていること自体を以て、石綿を含有しないものとは扱えない。

成形板等は、裏面等に表示されている情報や建材メーカー情報から確認できる場合がある。その際に、「石綿なし」の記載、「無石棉」の表示があっても、石綿含有建材とする含有率が時期により異なっているため、その表示をもって、石綿なしと判断できないことに注意する。

**参考** ビスの位置の探し方  
 石膏ボードなどはクロスや塗料などで二重張り、三重張り化粧されているが、発注者の意向から事前調査時にクロスを全面的には剥がせないことがある。その場合、磁石を用いることでビスの位置を確認することもできる。

37

**実践!! 裏面情報で石綿含有建材か否かを診断する!**  
 目視における建材の製品情報の確認 網羅的に全ての建材を調査!

浅野スレートの商標  
 裏面確認のポイント  
 ※無石棉の表示が印刷されていても現在の法律では石綿含有建材の可能性があるので、建物の竣工年・裏面の印字（JISマークの年代・あれば番号・ロット番号・不燃番号・層の年代確認）など複合検索をかける。  
 手ばらし調査（裏面を見るため外す）における注意点

◎旧JISマーク ◎新JISマーク  
 平成17(2005)年10月からの制度変更

商標においては企業名不明の場合に、活用することができる。  
 成形板の裏面には情報が多い事がある。

※「無石棉」表示は、現行法令の無石棉とは限らない。ノンアスとゼロアス（平成24年4月以降）の違いを見切る!

38

「アスベストデータベース」に関連する社名の変遷  
 （国交省・経産省石綿データベースより）

71	チヨダウーテ株式会社	(昭23) 千代田建材(株) ↓(昭32) 千代田建材工業(株) ↓(平2) チヨダウーテ(株)
134	吉野石膏株式会社	(昭12) 吉野石膏(株)

39

石綿含有の有無の判断

現地での目視調査を踏まえ、建材の石綿含有の有無を判断する。判断は、  
 ①読み取った建材情報と各種情報との照合による判断、  
 ②分析による判定、  
 ③石綿含有「みなし」と取り扱うことにより行う。

石綿含有とみなす場合は、吹付け材や保温材等を作業基準の異なる成形板等や仕上塗材と扱わないよう注意が必要である。

石綿含有とみなした場合は、当該解体等工事は石綿含有建材の除去等に該当することはもちろん、当該建材が廃棄物となった際に廃石綿等又は石綿含有産業（一般）廃棄物として扱うことになる。

40

**参考 石綿含有みなしの実例**

建築物等に対する調査を行った結果、石綿の含有の有無が不明である場合において分析を行うが、**分析を行わずに石綿含有「みなし」とすることができる**。分析を行うかどうかについては、事業者や発注者等が選択する。

その際、具体的には、同一と考えられる建材ごとに、主に次のような要素を踏まえて、環境負荷や石綿対策に要する費用などが**比較考量され選択**されている。

- ・再資源化の要否（安易に石綿ありとするのではなく、石綿なしを証明して再資源化すべきか）
- ・石綿ばく露・飛散防止対策や廃棄物処理に要する費用（石綿ではないと証明できた場合のコスト減少 保温材・断熱材等 > 成形板等）
- ・石綿の含有の可能性（可能性が低いほど分析により含有の有無を判定した方がトータルでコストが下がる場合が多い一方で、可能性が高いほどみなしが効率的となる可能性がある。）

なお、国土交通省の「建築物石綿含有建材調査マニュアル」の参考資料に、建材の種類ごとに石綿が多量使用された年代がまとめられている。

41

**同一と考えられる建材の範囲の判断**

同種類の製品等であっても、ある材料の分析結果や裏面情報等を以て、それとは同一と考えられない範囲の材料について石綿含有の有無の判断を行えない（別のものに判断を転用しない）（**代表性の適切な判断**）。

そのため、**同一と考えられる建材の範囲**を判断することが必要である。また、石綿含有みなし範囲を判断する場合にも、廃棄物の分別を適切に行う観点から、同一と考えられる範囲かどうか、適切に判断することが望ましい。

具体的には、同一と考えられる建材の範囲については、色を見たり、成形板であれば触ってみる、叩いてみる、外してみる等により、知識と経験を持って総合的に判断を行う。

**例えば**、同一のフロア内・部屋内であっても、建築物等に補修・増改築がなされている場合や建材等の吹付けの色が一部異なる場合等複数回の吹付けや複数業者による施工が疑われるときには、それぞれの範囲ごとに別の材料として、独立して石綿の含有の有無を判断する必要がある。

**同等品 > 同商品 > 同ロット**

見てみる、触ってみる、叩いてみる、外してみる

総合して判断する

判断するための知識と経験が必要

同一と考えられる建材の範囲の判断  
石綿含有建材の可能性を考え出来る限り破断させない様に調査を行う。

42

**実践!! せっこうボードにみる判断事例!** データ等の転用等の禁止

1)石綿含有石膏ボードの確認方法 **石膏ボード現場分別解体マニュアル(案)平成24年3月 国土交通省**

石綿を含む石膏ボード製品が存在する。石綿含有石膏ボード製品一覧を表4-2に示す。

①～⑨の石膏ボード製品は、ボードの厚みと裏面に表示されている製品名と防火材料認定番号から判別することが可能である。

**表4-2 石綿含有石膏ボードの対象製品と防火材料認定番号**

対象製品	製品名	有孔	防火材料認定番号	含有箇所
昭和45年(1970年)～昭和61年(1986年)に製造された一部の特殊製品(不燃積層石膏板等)	①9mm厚標準不燃石膏吸音ボード	有孔	第2006号、第2019号	裏面紙
	②9mm厚化粧石膏吸音ボード		第2014号、第2010号	片面紙
	③7mm厚アスベスト石膏積層板		第1012号	表面紙
	④9mm厚アスベスト石膏積層板		第1013号	裏面紙
	⑤9mm厚グラスウール石膏積層板		第1014号	表面紙
	⑥9mm厚不燃石膏積層板		第1004号	表面紙
	⑦7mm厚標準不燃アスベスト石膏積層板		第2008号	表面紙
	⑧15mm厚ガラス繊維網入り石膏ボード ※1		—	母材
	⑨12mm厚化粧石膏板 ※2		(個)第1425号	表面紙

※1:吉野石膏(株)の昭和52年～昭和61年までの吉野耐火ウォールA又はBに使用されていた厚さが15mmでコア中に網の入った製品が該当する。但し、当該製品はボード裏面にISマーク及び不燃材料認定マークが印刷されており、マークの印刷がないものが該当する。

※2:宇野ウオーテ(株)の昭和52年～昭和56年までのエースボードR(エースウォール)(厚さ12mm)の製品が該当する。当該製品は、表面が化粧印刷され、裏面に社名表示が千代田建材工業(株)で防火材料認定番号が四角形で押印されている。

※3 条件  
吉野石膏株式会社ホームページ (<https://yoshino-gypsum.com/pdf/etc/asubesuto.pdf>)  
第2014号、第2019号及び第1004号は、アスベストを使用していない製品も同じ番号となる期間がありますので使用時期の特定が必要です。

43

**せっこうボード書面調査のフロー図**

施工年代の特定  
昭和45年～昭和61年(流通期間を考慮するか?)

2006(平成18)年9月以降に施工 → 石綿含有 無と判断し 条件によって電子報告

2006(平成18)年8月31日以前に施工

設計図書に作図年がない事  
面に下記表記等の確認  
・NM-○○○○  
・GM-○○○○  
・9.5mm12.5mm  
年代を特定できる記載事項確認

施工期間に入らない → 石綿含有 無を想定し 目視調査へ

設計図書に作図年が確認でき施工期間に入らない → 石綿含有 無を想定し 目視調査へ

設計図書に作図年が確認でき施工期間に入る

前ページ表①～⑨の建材に条件が含まれる

前ページ表①～⑨の建材に条件が含まれない

下記※条の不燃番号ではない → 石綿含有 有

下記※条の不燃番号である → それぞれの不燃番号の年代確認 → 石綿含有 有 / 石綿含有 無

吉野石膏株式会社ホームページ (<https://yoshino-gypsum.com/pdf/etc/asubesuto.pdf>)  
第2014号、第2019号及び第1004号は、アスベストを使用していない製品も同じ番号となる期間がありますので使用時期の特定が必要です。

データ等の転用等の禁止 44